

## 愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

### ①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

### ②施設・事業所情報

名称： 小牧市立本庄保育園	種別： 保育所	
代表者氏名： 村上 恵津子	定員（利用人数）： 150名（124名）	
所在地： 愛知県小牧市大字本庄2597-433		
TEL： 0568-79-6128		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 昭和52年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 小牧市		
職員数	常勤職員： 14名	非常勤職員： 15名
専門職員	（管理者） 1名	（保育士） 28名
	（用務員） 1名	
施設・設備の概要	（居室数） 7室	（設備等） 保育室・遊戯室・乳児室
		調理室・職員室・医務室・トイレ

### ③理念・基本方針

#### ★理念

##### ・法人

『保育を必要とする乳幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図る。』

##### ・施設・事業所

豊かな心でよく遊べる子ども【目指す子ども像】

#### ★基本方針

『自分の思いを出しながら、やりたい遊びを友達と一緒に楽しむことができる子ども達。』

・安心できる環境のもと、気持ちを受け止めてもらいながら、自分の気持ちや思いが表現できるようにする

・友達と一緒に遊ぶなかで、共感したり、互いを認めたりしながら、思いやりの心を育む。

・様々なことに興味を持ち、挑戦したり、試したりすることのできる子どもに育てる。

・一人ひとりの興味を探り、職員間で語り合いながら子ども達がやってみたくなるような環境作りをする。

#### ④施設・事業所の特徴的な取組

- ・園内研修では、4つのグループを作り、グループごとに環境について語り合い、子どもの様子を見て、環境を再構成しながら、一人ひとりが主体的にやりたい遊びを繰り返し楽しめるように設定していくようにしている。
- ・行事の様子や日頃の遊びの様子を写真に撮り、「学年だより」や「見える化」などで写真を用いてわかりやすく、遊びの様子を伝えられるよう掲示している。
- ・学年ごとに、その日の様子や遊びについて「ホワイトボード」に記入し、保護者に毎日伝えている。

#### ⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和7年7月1日（契約日）～ 令和8年3月30日（評価確定日） 【令和7年11月27日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	2回（令和3年度）

#### ⑥総評

##### ◇特に評価の高い点

##### ◆事件、事故、防災マニュアルの整備

「事件・事故マニュアル」は、「園児不明」、「不審者侵入」、「怪我・転落」、「水の事故」、「誤嚥・誤飲・誤食」、「突然死に於いて」、「初期対応」、「応急手当」等を記している。さらに、事件、事故別に「報告」から「通報」（具体的な通報先明記）に至るまでをフローにして、実践に活かしている。その他のマニュアルに関しても、直ぐに見られるよう個々にファイリングしており、使いやすく工夫している。

##### ◆エビデンスの保管

園で発生する多様かつ大量のエビデンスには、インデックスを付けて管理をしている。「いつでも」、「誰でも」閲覧可能な状態にしてある。

##### ◆職員研修の充実

1年を通して偏りなく職員が研修に参加し、保育の質の向上に園全体が意識を向けている。

##### ◆食育の充実

園庭では季節に合わせた野菜等を栽培している。子どもたちが世話をし収穫し、それらを使ってクッキングを楽しんでいる。さらに、それを食べることによって「食」への関心や興味を高めている。食育は充実している。

##### ◇改善を求められる点

##### ◆ボランティア等の受入れ姿勢

ボランティア活動は、地域社会と保育園をつなぐ位置づけである。保育園は専門性を有する地域の社会資源でもある。ボランティア活動に対する基本姿勢を明確にし、具体的な活動に向けた体制を確立することを望みたい。

##### ◆園独自のマニュアルの整備

各種のマニュアルが揃っているが、市の作成したマニュアルを使用しているケースが多い。直ぐに見られるようになっているが、園の特色がマニュアル化されていない部分もある。保育の実態に合わせて、園独自のマニュアルが作成されることに期待したい。

#### ⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

職員間で、自己評価を行う中で、日頃の保育について振り返る良い機会となりました。自園の保育について職員間で話し合う中で、共通理解や保育の質の向上につなげることができました。訪問調査においては、今後の改善点について、具体的に丁寧に教えてくださる中で課題が見つかりました。今後は、課題として浮かんだ点について、市役所と相談しながら、できることから取り組んでいきます。今回の評価やアドバイスいただいたことを基に、安心・安全な園運営や職員の質の向上に向けて、さらなる改善に努めてまいります。

#### ⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

### 第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

#### 【共通評価基準】

#### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

##### I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	①・b・c
<b>&lt;コメント&gt;</b> 理念を「入園のしおり」（重要事項説明書）や「保育園経営案」の冒頭に記している。保護者へは、入園説明会や入園式で説明している。職員へは、理念に基づいて「園の目標」・「園の重点目標」として職員の意見を聞いて文書（A3版のイラストレーション付）にし、会議でも伝えて周知に努めている。さらに、職員室にも掲示している。		

##### I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	①・b・c
<b>&lt;コメント&gt;</b> 公立園であり、市の「こども・子育て支援事業計画」に基づき、事業費および人口推移、出生数推移等、市から毎年報告がある。施設管理事業や地域活動事業も同様である。園長会、副園長・主任会で、保育の現場から具体的な報告を受け、常に状況把握をしている。全国保育協議会の情報誌「ぜんほきょう」を定期購読している。		
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	①・b・c
<b>&lt;コメント&gt;</b> ここ数年、最大の経営課題は「保育士不足」である。窮状を熱心に伝えたことで、今年度「保育士朝夕勤務手当」が新設された。また、「保育士等就職準備金貸付制度」（最大50万円）が設けられた。設備の新設および更新については、職場組合員の総意による「職場長要求書」に基づき、園長が市の幼児教育・保育課に申請する仕組みがある。		

##### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	①・b・c
<b>&lt;コメント&gt;</b> 市の「まちづくり推進計画2次基本計画」（令和5年度から令和12年度）が策定されている。まちづくりの全体計画であるが、「分野別計画編」の基本施策第13. 幼児教育・保育の項に詳細が記されている。計画作成には代表園長や指導保育士が参画している。園長会、副園長・主任会で、基本計画の中の関連する部分について、抜粋した内容の説明を受けている。		
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a・②・c
<b>&lt;コメント&gt;</b> 単年度の事業計画は、市の「まちづくり推進計画2次基本計画」を踏まえて、「保育園経営案」（全体的な計画、年間行事計画、園内研修、園外研修、園の組織、保健安全、地域活動事業など）として策定している。「保育園経営案」は、市の幼児教育・保育課へ提出している。ただし、数値目標や具体的な成果等の設定が確認できなかった。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	① ・ b ・ c
<コメント> 単年度事業計画である「保育園経営案」は、毎年4月から5月にかけて策定している。前年度を振り返り、特に行事内容は職員間で話し合い、確認の上で策定している。職員全員が出席する会議は難しいが、議事録で周知に努めている。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ② ・ c
<コメント> 単年度事業計画である「保育園経営案」の中で、保護者に関係のある項目を抜粋して周知している。「入園のしおり」では、「年間行事計画」、「保育所地域活動事業」、「園庭開放・園内見学事業」等がその内容である。特に行事については、1ヶ月前および直前にも通知している。今後は、職員の「園内研修」や「園外研修」についても周知することを期待したい。		

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	① ・ b ・ c
<コメント> 保育の質の向上は、「子どもの姿を見ながら、子どもにとっての最大の利益(相応しい)とは何か」と考えている。園内研修としての位置づけで、「園児の遊ぶ様子」を見て、保育士が「気づいたこと、感じたこと」を述べている。また、「園児が遊具で遊んでいる写真」を見て、「園児が何をしたいのか」などを考察し、事例検討を繰り返している。保育士は「自己評価チェックリスト」を用いて振り返りをしている。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ② ・ c
<コメント> 「自己評価チェックリスト」を年2回、「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を年1回行っている。実施していることに関しては、一定の評価をしたい。ただし、本項目の要求事項については、「愛知県福祉サービス第三者評価基準」「保9」の「目的」、「趣旨・解説」を参照することを提案する。		

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「運営機構及び職務分担」の文書が確認できた。園長、副園長、保育士の職務分担が明記してある。年度初めは、「保育園運営案」に基づき、園長の役割(責任)や思いを職員へ説明している。園長不在時は、職務分担(表)に則り、副園長が園長の職務を担う仕組みとなっている。</p>			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>遵守すべき法令については、「保育ポケットブック」や「保育園管理運営マニュアル」に記されている。「保育所保育指針」や「児童憲章」、「児童福祉法」、「個人情報保護方針」等は、その代表例である。また、各種の内規や「就業規則」、「労働基準法」等は、入職時に研修を受けて理解している。</p>			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育の質の向上のために、多面的な要素で指導力を発揮している。その一つとして、行事は「企画」し、「実施」した後、必ず「改善のための意見交換」をしている。また、「自己評価チェックリスト」および「人権擁護のためのセルフチェックリスト」の結果を得て、職員と正面から向かい合って育成に努めている。さらに、勤続年数や研修履歴を勘案し、スキルアップに必要な研修に参加させている。</p>			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a ・ ② ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>ICT化を進め、保育園支援システムを導入している。当該システムは、3社のデモンストレーションを受け、園長会で選定した経緯がある。登降園管理、連絡帳、睡眠チェック、園だより、連絡事項が電子化されている。結果として、業務効率は従前より高まっている。今後は、保育園支援システムに依存しない電子化(自己評価チェックリスト等)を進め、さらなる効率化に向けた取組みを期待したい。</p>			

### Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市の「幼児教育・保育課」が必要な人数(人材)を「人事課」へ要求し、人事課が募集して採用している。園で採用活動や採用面接を行うことはない。園が行っている定着に向けた取組みとしては、「自己申告書」(現在の職務、異動等の希望など)の運用である。また、働きやすい職場づくりに努めている。</p>			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	① ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>市の人事管理制度は文書に定められている。職員は入職時に研修を受けており、人事制度を理解している。制度の一部抜粋であるが、「人事評価の目的」として、「人は最も大事な経営資源である」、「人事評価は、人を活かすために行うものである」としている。「人事評価シート」は、年度初めに職員自身が目標設定し、年度終盤に園長が評価面談をする。二次面談は指導保育士が行う。昇進試験もある。</p>			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① a ・ b ・ c
<コメント> 「自己申告書」(現在の職務、異動等の希望など)の運用をしている。メンタルヘルス研修やストレスチェックを毎年行っている。「ここは疲れていませんか?」のチラシを配付し、積極的にこころのケアに努めている。ハラスメント研修や相談室も設けている。有給休暇取得促進、時間外勤務の抑制にも努めている。各種休業制度があり、福利厚生としてボウリング大会等も行われている。		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	① a ・ b ・ c
<コメント> 「人事評価シート」の運用で、職員の育成に努めている。年度初めに職員は目標設定し、年度終盤に本人が達成状況を評価している。また、10項目の定性評価も本人が行い、園長は達成状況を評価し、定性評価に基づき育成面談を行っている。年度の半ばで達成状況の確認をしている。さらに、保育士はクラスごとに、「自分の目標」と「クラスの目標」を掲げ、自ら成長に向けて職務に励んでいる。		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	① a ・ b ・ c
<コメント> 市が年度ごとに、「保育園職員研修計画」を策定している。目的、基本方針、重点目標、ねらい、方法、対象者、講師、参加者、実施日等を記した令和7年度の文書が確認できた。		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	① a ・ b ・ c
<コメント> 市の「保育園職員研修計画」に基づき、職員全員が偏りなく研修を受講している。研修記録は、実施日、研修名、研修時間、参加者、場所を記して管理している。現任研修の案内は回覧し、出席を促している。研修中は副主任またはフリー保育士が保育をしている。個人の研修履歴は、異動先でも把握されている。		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	① a ・ b ・ c
<コメント> 実習生は、養成校から市経由で申込みがある。市の部会で年間計画を策定し、それに基づいて受け入れている。「実習生受入れマニュアル」には、実習の目標や確認事項等が記載されている。養成校からの「手引き」も理解した上で受け入れている。積極的にキッズサポーターの募集もしている。今年度は2校2名を受け入れた。		

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	① a ・ b ・ c
<コメント> 園独自のホームページは無いが、市のホームページで園が紹介されている。市は別途「子育て、知って楽しい情報Week」のチラシを配布しており、就園に向けての情報提供をしている。今年度は、8月2日～5日までの4日間、10時から15時までの時間帯で、子育て世代包括支援センターにて開催された。苦情は、毎月「苦情状況報告書」にまとめ、園長会で共有している。第三者評価を定期的に受審している。		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	① a ・ b ・ c
<コメント>		

物品購入については、「保育園経理関係マニュアル」(物品発注・支払・納入)に則って行われている。発注先は市が契約した業者に限り、見積書は必須として、決裁金額等も明文化している。園では、「購入(施行)伺兼見積徴収依頼伺」の決裁手順通りに行っている。キャッシュレス化を進め、現在は園における現金の取扱いはない。

## II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;            単年度計画である「保育園経営案」に、地域活動事業としての計画を記している。今年度も近隣の老人福祉施設を訪問する予定であったが、感染症予防の由で辞退の申し出があった。一方、園児祖父母とは、「ふれあい遊び」などで積極的に交流をしている。小学校との交流も活発に行っており、小学生からのお礼の手紙も届いている。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;            ボランティア受入れの姿勢を示す文書は確認できなかった。単年度計画である「保育園経営案」にもボランティア受入れの計画は記されていない。ただし、高校生、大学生の「保育士体験」を実施している。今後は、ボランティア活動に対する基本姿勢を明確にし、具体的な活動に向けた体制を確立することを期待したい。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;            「関係機関一覧表」の確認ができた。カテゴリー別に、児童・福祉施設、医療・消防施設、市立幼稚園、市立小中学校、ふれあいセンター、文化・表育施設、公共機関等の電話、FAX番号を記している。看護師来園や児童相談所との連携記録は残している。消防署は、移動防火教室で来園している。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;            代表の園長が、市の「こども子育て推進会議」に出席し、福祉ニーズを把握している。園長会でその推進会議の情報を得ている。また、園庭開放や園内見学で来園した保護者の相談から、福祉ニーズの把握に努めている。今後、保育園は専門的な知識を有する公共性のある組織と自覚し、その観点で自ら積極的に福祉ニーズの把握に努めることを期待したい。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a ・ b ・ c	
<p>&lt;コメント&gt;            市のホームページで園庭開放、園内見学を保護者へ案内している。また、市が「園庭開放にでかけよう」のフレーズを掲げ、チラシを配布している。未就園児と保護者の「遊び場・ふれあいの場」となる園庭開放は、毎月2回午前中に行っている。来園した保護者の子育て相談にも乗っている。災害時の避難場所にもなっている。</p>			

## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	① ・ b ・ c	
<コメント> 職員が市の研修会に参加し、子どもの人権について知識を深めている。園に戻ってからは、朝のミーティングや会議録を通して園内で学び合う機会を持ち、共通理解する取組を行っている。			
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ② ・ c	
<コメント> 職員は入職時に「誓約書」を記入し、「個人情報保護規約」を確認している。保育室に貼ってある「誕生表」には「名前・生年月日・顔写真」が載っており、それについての保護者への確認は取られていない。プライバシー保護の観点から、保育士が再認識し、権利擁護に配慮することが望ましい。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	① ・ b ・ c	
<コメント> リーフレットを入園希望者に配付したり、市の子育て世代包括支援センターに置いたりして、誰でも情報を得られる仕組みが構築されている。随時園見学を受け入れており、1家庭ずつ丁寧に対応している。			
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	a ・ ② ・ c	
<コメント> 入園説明会では、パワーポイントを用いて「入園のしおり」の内容を丁寧に説明している。市役所にはスペイン語・ポルトガル語の通訳がおり、「おたより」の翻訳や保護者との会話の通訳として、相互の意見交換がスムーズに行えている。しかし、スペイン語・ポルトガル語以外の言語については課題が残る。携帯アプリの翻訳機能だけでは難しいのが現状であり、何らかの手段を構築する必要がある。			
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ③ ・ c	
<コメント> 市内の転園先には定められた引継ぎ書類を送り、スムーズな移行が出来る仕組みが構築されている。しかし、市外への転園については引継ぎ書類がない。卒園児に関しては、卒園後の相談先について記載した案内文書等は確認出来なかった。案内文書の作成、手交について検討されたい。			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	① ・ b ・ c	
<コメント> 行事終了後には、都度保護者アンケートを行い、子どもと保護者の満足度を調べている。さらに、個人面談等で保護者の要望を聞き取ったりする機会を作っている。保護者会はなくなったが、保護者代表を立て、園長・副園長が直接話をする機会があり、話合いの結果を検討してフィードバックしている。			
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ① ・ c	
<コメント>			

「苦情受付作成マニュアル」があり、事案発生時には、マニュアルに沿って対応している。苦情については、申立人（保護者等）の理解が得られるよう、丁寧な話し合いを行っている。苦情を申し出た保護者に対しては、改善策を提示するとともに、その後の状況を伝えているが、他の保護者には公表する仕組みは作られていない。今後、他の保護者に対しても、苦情解決の情報を公表することが望ましい。

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 送迎時には園長、副園長が門に立ち、日々保護者とコミュニケーションを取り、些細な声も拾うようにしている。しかし、相談相手として複数の相手を自由に選べる事を記載した文書等の確認は出来なかった。保護者が、相談や意見を述べられるように、定期的に匿名でのアンケートをアプリで配信している。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 保護者からの相談、意見に対しての手順を定めたマニュアルは整備されており、それに沿って丁寧に対応している。さらに、匿名でいつでも意見を述べられるように、定期的にアプリでアンケートを実施している。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; リスクマネジメントに対する話し合いを職員会議等で行い、全職員が周知出来る仕組みが構築されている。しかし、ヒヤリハットや事故報告については数件に留まっている。小さな怪我が、大きな事故につながるこのないよう、ヒヤリハットの取組みを活性化させ、事故の未然防止や再発防止に努められたい。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 「感染症対応マニュアル」が整備されている。しかし、保護者への情報提供としては、園全体での感染症名と感染したこどもの人数のみで、何処のクラスで流行っているかの確認を取る仕組みは確認出来なかった。保護者がより感染症予防に目を向けられるよう、正確で詳細な情報提供に期待したい。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 災害発生時に迅速に対応出来るよう、通報訓練や引渡し訓練を行い、月に1度は避難訓練を行っている。災害時に必要となる備品の管理は、市が一括して行っている。防災計画が作成されているが、地域と連携した訓練等は実施されていない。今後は、地域と連携した訓練を計画・実施し、災害時に地域と連携が取れるような仕組みの構築が望まれる。</p>		

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 標準的な実施方法については、「保育ポケットブック」に記載されている。職員一人ひとりに配付されており、いつでも確認できるようになっている。研修等で得た知識を職員会議で伝え合い、全職員に周知する仕組みも構築されている。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt; 標準的な実施方法を記載した「保育ポケットブック」の見直しは、市の園長会の部会にて定期的に行われている。指導計画の見直しについては、各担任、担当が気付きを提案し、副園長、主任会で直していく仕組みがある。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	㉖ ・ b ・ c
<コメント> アセスメント用紙を保護者に記載してもらい、園長、副園長がそれに沿って面接を行っている。定期的に看護師訪問や必要に応じて保健師訪問を実施し、外部の専門機関とも連携を図って情報共有をしている。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉗ ・ c
<コメント> 指導計画の見直しを年度末に行い、見直しにより変更された内容を全職員に周知している。指導計画の評価・反省を次の指導計画に活かし、保育の質の向上に努めているが、指導計画を緊急に変更する際の仕組みは整っていない。変更が生じた場合に即座に対応できるよう、仕組みを整備することが望ましい。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉘ ・ b ・ c
<コメント> 子どもの発達に関わる書類や生活状況に関わる書類は、市の規定の用紙に記入している。記録を書く職員の間で記入方法や捉え方に差異が生じない様、「保育ポケットブック」や記入例などを参考にしながら記入している。記入された書類を基に、必要であれば職員間でミーティングも行われている。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	㉙ ・ b ・ c
<コメント> 個人情報に関わる子どもに関する書類は、鍵のある棚に保管し、記録の持ち出しはしないことを徹底している。「個人情報保護規程」が整備され、保護者からは、重要事項の説明に対する「同意書」や、写真撮影の「同意書」等を入園時に取っている。		

## 【内容評価基準】

### A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1- (1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1 - (1) -① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	① ・ b ・ c
<コメント> 「保育の全体的な計画」は市で作成し、各保育園の理念や方針に合わせて追記して職員間で共通理解をしている。「保育の全体的な計画」に記載された研修には積極的に参加し、職員の深い学びの機会となっている。		
A-1- (2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1- (2) -① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	a ・ ② ・ c
<コメント> 保育室が不足している中、工夫して子どもたちが遊び込める環境を整えている。必要に応じて、ロッカー等を移動させしながら臨機応変に保育をしている。しかし、子どもたちが落ち着くスペースとして、各保育室にくつろぐスペースの準備が確認出来なかった。遊ぶ環境の整備だけでなく、くつろげる場所の環境設定にも期待したい。		
A-1- (2) -② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① ・ b ・ c
<コメント> 「共通理解が必要な子ども」の情報を、職員会議や朝のミーティング等で共有している。どの職員も同じ対応を行うことで、子どもが安心して過ごせるようにしている。子どもに肯定的に関わり保育することを心掛けている。職員間で子どもに対しての対応に不満がある時は、些細な事でも伝え合い、話し合いをすることを徹底している。		
A-1- (2) -③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	① ・ b ・ c
<コメント> 園での様子と家庭での様子をすり合わせるために、3歳未満児はICTの保育園支援システムを使い、丁寧やり取りをしている。子どもたちが負担なく基本的な生活習慣を身に付けられるよう、保育士がタイミングをみて誘いかけたり、褒めたりしながら保育を展開している。		
A-1- (2) -④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a ・ ② ・ c
<コメント> 子どもたちの普段の遊びの中で、「危険だから排除する」という園の考えはない。危険を教えながら、どうしたら安全に遊べるかを考えさせて遊べるような保育をしている。その考え方は、園長を中心に職員間で共通理解されており、どの職員も方向性を一つにして豊かな保育を実践している。		
A-1- (2) -⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ b ・ c
<コメント> 非該当		
A-1- (2) -⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	① ・ b ・ c
<コメント> 子ども一人ひとりの生活リズムを大切に、眠くなったら眠れるように配慮したり、成長に応じての遊びに誘ったりしている。玩具も定期的に手作りの物を準備し、子どもの興味や発達に応じた玩具を提供している。限られた環境の中ではあるが、工夫をしながら保育を行っている。		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          集団としての生活や活動、経験を通して社会性や自発性が身につくよう、発表会や運動会等を取り入れている。創意工夫をしながら友達と遊びを広げていけるよう、戸外遊びではビールケース等の可動遊具を沢山準備し、玩具は自由に取り出せるようしている。地域との交流は、コロナ禍以前はあったものの、まだ再開には至っていない。今後の積極的な取組みに期待したい。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          気になる子どもに関しては、個々の発達段階や特性を理解した上で、個別の指導計画を一人ずつ立て、丁寧に関わっている。保育士と1対1で遊べるスペースや、落ち着いて遊べるスペースを確保している。職員は専門的な研修にも参加して支援方法を学んでおり、保護者とも支援方法を一緒に話し合う時間を設けている。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          長時間保育は異年齢保育になるため、玩具の設定等に等に配慮して保育が行われている。しかし、スペースの問題からか、ゆったりと体を休める空間作りは出来ていない。保育室の作りについて、直ぐに変えるのは難しいが、そのような状況の中であっても、くつろげる空間作りを工夫することが望ましい。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          小学校との交流については、2年生と5年生が保育園を訪問して交流をする機会が設けられている。また、年長児が小学校へ行き、就学に期待を持てるような機会も作られている。幼保小連絡会もあり、子どもたちがスムーズに小学校へ就学出来る仕組みが作られている。</p>		
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          「健康管理マニュアル」が作成されている。怪我や体調についても、「会議録」や「引継ぎ」簿を使い、職員間で情報共有をこまめに行っている。SIDS（乳幼児突然死症候群）の保護者への情報提供や、午睡時のこまめな呼吸チェックを適切に行っており、常に子どもの健康管理に目を向けている。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	① ・ b ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          健康診断、歯科健診の結果を記録し、保護者に書面や口頭で伝えている。保健師による栄養の話や歯科衛生士による歯磨き指導も行い、子どもたちが健康を意識できる取組みを行っている。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a ・ ⑥ ・ c
<p>&lt;コメント&gt;          アセスメントでアレルギーの有無を確認し、医師の指示の下に適切な対応を行い、保護者と調理職員、担任等により献立の確認も行っている。食事提供の際はトレイを替える他、机や雑巾も替えるなど、事故防止につなげている。また、職員はアレルギーの研修にも参加し、知識や技術、意識を高めている。保護者に対し、アレルギー疾患や園の方針等の理解が深まるような取組みに期待したい。</p>		

A-1- (4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① a ・ b ・ c
<コメント> 食育計画は、指導計画に年齢ごとに立てられており、それに沿って育てた野菜を食べる機会を作っている。子どもたち自身でクッキングを行って食べる機会を作り、食に関心が深まる取組みとなっている。職員室前には給食のサンプルを展示し、親子で食に関心が持てる取組みも行っている。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	② a ・ b ・ c
<コメント> 献立は、市より提供されている物を使用し、外部給食業者と委託契約して自園調理をしている。旬の野菜や季節感のある食材を使い、伝統食にも配慮し、食に関心を持つ事が出来るようにしている。「衛生管理マニュアル」も整備され、子どもたちにも美味しく安心・安全な食事が提供されている。		

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① a ・ b ・ c
<コメント> 子どもの生活を充実させるため、ICTの保育園支援システムを活用し、「連絡帳」で低年齢児は毎日保護者とやり取りをしている。園全体では、「園だより」や日々の保育の様子をフォトコラージュ（複数の写真の編集）して定期的に貼り出し、目で見て子どもの日々の様子が分かるよう工夫している。保護者アンケートの結果（自由記述のコメント）からも、信頼関係が確認出来る。		
A-2- (2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	a ・ ② b ・ c
<コメント> 保護者が相談しやすいよう、毎朝、園長、副園長が門に立って挨拶をしている。いつもと様子が違う保護者に対しては、積極的に声掛けをしている。しかし、相談内容の記録については、療育につなげる子どもや、子育て世代包括支援センターにつなげる子どものみであり、日々の記録としては残されていない。保育の継続性の観点からも、記録の重要性について認識し、取り組むことを期待したい。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	③ a ・ b ・ c
<コメント> 虐待防止に関わるマニュアルが整備され、誰でも直ぐに確認できるよう、マニュアルが一覧にまとめてある。虐待の疑いがある場合の対応マニュアルも整備されており、職員研修によって意識を高めている。		

## A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	④ a ・ b ・ c
<コメント> 職員全員が自らの保育を振り返るために、年2回の自己評価チェックと年に1回の人権擁護の自己評価を実施している。職員個々の課題を見つめ直すだけでなく、園長、副園長が集計・分析をして園の課題を明確にし、多く出た意見について話し合いの場も設けている。		